平成２６年（フ）第１４号
宮崎県日向市平野町１丁目15番地　メゾンみき201号、前住所宮崎県日向市春原町２丁目48番地１
債務者　矢野　孔志
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１７号
宮城県大崎市古川李埣字前田68番地１　ハイマートハヤサカパートⅡＣ号
債務者　田村　　俊
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
兵庫県西宮市上鳴尾町３番９―201号
債務者　西上　敏子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第８５号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目３番18号　絹敏マンション101、前住所神奈川県逗子市池子２丁目30番６号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
兵庫県豊岡市日高町上郷45番地の１　市営上郷住宅６号室
債務者　荒木フェンスこと　荒木　　守
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第７号
兵庫県豊岡市日高町上郷45番地の１　市営上郷住宅６号室
債務者　荒木　昭子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所685番地10
債務者　中山美佐子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
佐賀県鹿島市大字高津原3714番地４　向井アパート７号室
債務者　井手　宏美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第３１号
千葉県柏市高南台３丁目13番地29　サンビレッジ沼南２―101号
債務者　山田千恵子（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５５号
千葉県松戸市五香西５丁目３番地の９　フローラルコート102号
債務者　清野　桃子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５８号
千葉県柏市常盤台13番20号　グレートハイツ101号
債務者　志村シナリザ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７８号
千葉県鎌ケ谷市初富本町１丁目３番８―502号
債務者　石井美希子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７９号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目30番地11　ベルハイツＢ―102号
債務者　村井タミヨ
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０１号
千葉県柏市新柏１丁目1453番地２　テラスアルファ―103号
債務者　古沢　晶子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７６０号
神戸市中央区磯上通３丁目２番25―1109号
債務者　奥川　美鶴
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６号
兵庫県丹波市氷上町上成松48番地11
債務者　柴原　　靖
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第６号
福島市春日町４番17号　フォーレスト９―202号室、従前の住所福島市宮代字樋ノ口130番地　市住39号
債務者　出端　章江
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで　福島地方裁判所